

# 消防協力員を募集します

令和2年4月1日から、宍粟市消防協力員制度設置要綱を定め、地域の初期消火に協力していただける消防協力員を募集しています。

地域防災の充実のため、消防団OBの方や消防防災活動に知識、経験のある方で、平日昼間に活動ができる方は、登録をよろしくお願ひします。

問合せ・申し込み先：宍粟市消防防災課（63-3119）  
一宮市民局まちづくり推進課（72-1000）  
波賀市民局まちづくり推進課（75-2220）  
千種市民局まちづくり推進課（76-2210）

## 宍粟市消防協力員制度概要

### 目的

消防団員の減少や勤務状況の変化が進む中、特に消防団員が手薄になる昼間の火災に対して、地元自主防災会と協力し、消防活動を行う宍粟市消防協力員（以下「消防協力員」という。）を置くことにより、火災発生時により迅速に初期消火活動を行い、市民の生命と財産を保護し、被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### 対象者

消防協力員は、以下の要件をすべて満たすものとする。

1. 市内在住の宍粟市消防団を退職した者又は消防活動の知識経験を有する者
2. 居住地が属する自治会及び近隣自治会の火災に初期の時点で出動することができる者
3. おおむね70歳以下の者

### 位置付け

初期消火活動を支援するボランティア

### 任期

消防協力員の任期は、2年とする。ただし、本人からの辞退届の提出があった場合、又は消防協力員として相応しくない行為があった場合を除き自動的に2年間更新する。

### 登録及び辞退

1. 消防協力員に登録しようとする者は、市長に宍粟市消防協力員登録申込書を提出するものとする。
2. 市長は、前項の申出書を提出した者のうち適当と認めるものに、宍粟市消防協力員証を交付するものとする。
3. 消防協力員は登録を辞退する場合は、市長に宍粟市消防協力員登録辞退届を提出するものとする。

### 活動内容

消防協力員は、原則として自身が居住する自治会及び近隣自治会において火災が発生した時に出動し、必要に応じて初期消火を行う。

消防団または消防署が到着し、ホース延長、放水準備が整った時点で交代し、活動を終了する。ただし、消防団等の協力要請があった場合、負傷者の対応及び安全管理の必要がある場合は、この限りではない。

撤収については、消防団等が到着し、自身の活動終了以降は、自身の判断で各自撤収することとする。

### 貸与品

消防協力員には、専用ヘルメットを貸与する。

### 報酬

ボランティア活動であるため、報酬の支給はしない。

### 災害補償

消防協力員が現場での活動中に怪我等した場合は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 25 条第 1 項若しくは第 2 項、第 29 条第 5 項に従事した者として、宍粟市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年宍粟市条例第 178 号）の定めるところにより補償するものとする。

### 【参 考】

第 25 条第 1 項及び第 2 項

火災現場付近において、応急消火に協力を行った者

第 29 条第 5 項

火災現場付近において、消防団員等から要請を受けて消防作業に従事した者